

平成 30 年 12 月 11 日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成30年12月11日(火)、午前9時30分 久留米市農業委員会総会を商工会館 5階会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1 番	飯田三津雄 委員
2 番	池田 清茂 委員
3 番	池田 龍子 委員
4 番	石井 孝雄 委員
5 番	稲富 克紀 委員
6 番	上村 孝二 委員
7 番	内田 洋一 委員
8 番	緒方義範 委員
9 番	笠 幸夫 委員
10 番	古賀 誠一 委員
11 番	古賀 喜治 委員
13 番	平 壯一 委員
14 番	田 中 文 委員
15 番	田中 弥生 委員
16 番	手島富士雄 委員
17 番	富松 隆晴 委員
19 番	日比生和雄 委員
20 番	深川 嘉穂 委員
21 番	松延 洋一 委員
22 番	馬渡恵美子 委員
23 番	森崎 康洋 委員
24 番	諸藤 澄夫 委員

欠席者は次のとおりである。

坂井 康孝 委員

事務局の出席者は10名である。

事務局 おはようございます。定刻になりましたので、始めさせていただきますと思います。  
12月の総会の開催にあたりまして、ご報告をいたします。  
本日は、現委員数23名中、22名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立していることを報告いたします。  
それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、ただいまから12月の農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。  
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案の1ページをお願いいたします。  
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。

所有権移転 東部地域、1番から2ページ11番までの11件です。  
3ページをお願いいたします。  
西部地域、12番から14番までの3件です。  
使用貸借権設定 東部地域、15番1件です。

以上、1番から15番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について審査会において説明を行ってまいりましたが、不許可相当に該当しない申請であり審査基準に適合していることを報告致します。  
以上、説明を終わらせていただきます。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。  
ただいまから、質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。  
「第1号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。

全員の挙手により「第1号議案」は可決されました。

つづきまして、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、4ページをお願いします。

「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されましたので付議いたします。

東部地域 1番1件です。

1番 申請地 善導寺町与田 畑 2筆計 352㎡の内 67.58㎡

申請理由 申請地を農家住宅の敷地として拡張するものです。

農地区分は第1種、第3種農地が混在しておりますが、第1種農地につきましては、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。以上で、説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会、お願いいたします。

担当委員 はい、それでは、審議番号1番でございます。地図も1番でございます。

転用目的は、農家住宅の敷地の拡張となっております。既存住宅の進入路として利用するものでございます。すでに施工済みになっていましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は善導寺小学校から北へ約400メートル、善導寺保育園から西へ約400メートルのところでございます。

農地区分は、本件は、2筆の農地が申請地となっております。北側の農地は、10ヘクタール以上の農地の広がりがある区域にある農地でありますので、第1種農地に該当しますが、転用目的が特別の立地条件を必要とする事業でございますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

南側の農地は、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500メートル以内に善導寺小学校、善導寺保育園がございます農地ですので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下となります。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、新設のコンクリートブロック擁壁により、土砂の流出を防ぐ計画でございます。

本申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認いたしております。  
以上、1件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題は無いものと判断しておりますので、ご審議よろしくお願いたします。以上です。

議 長 はい、報告が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。  
「第2号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。  
全員の挙手により「第2号議案」は可決されました。

つづきまして、「第3号議案 農地転用計画変更承認申請について」でございますが、次の「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」と関連ある案件でございますので、「第3号議案」と「第4号議案」を一括して議題といたします。また、「第4号議案」の審議番号1番につきましては、次の「第5号議案 非農地証明について」と関連がある案件でございますので、「第4号議案」は、審議番号1番とそれ以外に分けて審議し、審議番号1番は、「第5号議案」と一括して審議をいたします。

それでは、「第3号議案」「第4号議案」のうち、「第4号議案」の審議番号1番以外を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 はい、5ページをお願いします。  
「第3号議案 農地転用計画変更承認申請について」、農地転用計画変更承認申請書が提出されましたので付議いたします。

東部地域、1番1件です。

1番 申請地 北野町大城 田 9筆計 3,166 m<sup>2</sup>

申請理由 事業主及び転用目的を変更するものです。

変更内容 事業主が\*\*\*\*\*から\*\*\*\*\*及び\*\*\*\*\*に、転用目的が事務所兼倉庫から\*\*\*\*\*については、食肉処理加工施設に\*\*\*\*\*については、農業用資材置場に変更する内容となっております。

こちらにつきましては、平成2年10月30日付けで事務所兼倉庫として5条許可がなされていたものです。この案件につきましては、次の「第4号議案」4番・5番と関連議案となります。

次のページをお願いします。

「4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。

東部地域、2番から8ページ7番までの6件です。

2番 申請地 田主丸町益生田 田 3筆計 3,599 m<sup>2</sup>

申請理由 申請地を取得し、建売住宅(14戸)を建築するものです。こちらにつきましては、報告第4号1番と関連案件となります。

7ページをお願いいたします。

3番 申請地 北野町石崎 田 847 m<sup>2</sup>

申請理由 申請地を取得し、露天資材置場として利用するものです。

4番 申請地 北野町大城 田 9筆計 2,969 m<sup>2</sup>

申請理由 申請地を取得し、食肉処理加工施設を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。こちらは、「第3号議案」1番と関連案件となります。

5番 申請地 北野町大城 田 2筆計 202 m<sup>2</sup>

申請理由 申請地を借り受けて、農業用資材置場として利用するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。こちらにつきましても、「第3号議案」1番と関連案件となります。

6番 申請地 北野町大城 畑 843 m<sup>2</sup>

申請理由 申請地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。

8ページをお願いいたします。

7番 申請地 北野町中 畑田 3筆計 1,366 m<sup>2</sup>

申請理由 申請地を取得し、宅地分譲(9区画)を行うものです。

西部地域、8番から9ページ14番までの7件です。

8番 申請地 上津町 畑 2筆計 256 m<sup>2</sup>

申請理由 申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。こちらにつきましては、報告第4号2番と関連案件となります。

9 番 申請地 大善寺町宮本 田 200 m<sup>2</sup>

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

10 番 申請地 藤光町 田 737 m<sup>2</sup>

申請理由 申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

9 ページをお願いいたします。

11 番 申請地 城島町江上本 田 766 m<sup>2</sup>

申請理由 申請地を取得し、農業用倉庫を建築するものです。

農地区分は、農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

12 番 申請地 城島町江上上 田 3 筆計 935 m<sup>2</sup>

申請理由 申請地を取得し、露天資材置場の敷地として拡張するものです。

農地区分は、第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

13 番 申請地 三潞町壱町原 田 1,322 m<sup>2</sup>

申請理由 申請地を取得し、建売住宅(7 戸)を建築するものです。

農地区分は、第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

14 番 申請地 三潞町西牟田 畑 548 m<sup>2</sup>

申請理由 申請地を取得し、宅地分譲(2 区画)を行うものです。

なお、7 ページの審議番号 4 番、9 ページの 13 番につきましては、福岡県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。「第 3 号議案」につきましては、「第 4 号議案」の報告の中で合わせてお願いいたします。それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

担当委員 はい、それでは、審議番号 2 番よりまいります。地図 4 番です。  
転用目的は、建売住宅(14 戸)を建築するものでございます。  
本申請は、今年の 8 月総会において建売住宅(24 戸)を建築することを転用目的として許可を受けていましたが、計画が 1 期、2 期に分かれたため、取り下げを行い、分筆して、1 期のみを申請し直すものでございます。  
申請地は、JR 田主丸駅から南へ約 880 メートル、水縄小学校から西へ約 1 キロメートルのところですが。  
農地区分は、JR 田主丸駅からおおむね 1 キロメートル以内(宅地化率 41 パーセント)の農地でありますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、新設する道路側溝を経由して西側及び東側の水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設されている市下水管へ接続されます。

被害防除につきましては、L 型擁壁及びコンクリートブロック擁壁を新設して土砂の流出を防ぐ計画でございます。

つぎに、審議番号 3 番でございます。地図 5 番でございます。

転用目的は、露天資材置場として利用するものです。

申請地は、弓削小学校から西へ約 460 メートル、報恩保育園から南西へ約 540 メートルのところ です。

農地区分は上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500 メートル以内に弓削小学校、報恩保育園がある農地でありますので、第 3 種農地に該当します。

雨水排水につきましては、南側中央の溜め枒を経由して南側水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、北・西側につきましては、コンクリートブロック擁壁を新設し、南側については、土羽で土砂の流出を防ぐ計画でございます。

つぎに、審議番号 4 番です。地図 6 番です。

転用目的は、食肉処理加工施設を建築するものです。

申請地は、善導寺保育園から北東へ約 690 メートル、大城小学校から南へ約 1.3 キロメートルのところ です。

農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがある区域にある農地でありますので、第 1 種農地に該当しますが、転用目的が農畜産物処理加工施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、地下浸透により処理されます。汚水・生活雑排水につきましては、排水配管を通じて、南側市道に埋設されている市下水道に接続されます。

被害防除につきましては、東側につきましては、L 型擁壁を新設し、北・西・南側につきましては、既設の擁壁とコンクリートブロック積みを利用することで、土砂の流出を防ぐ計画です。

つぎに、審議番号 5 番でございます。地図 7 番です。

転用目的は、農業用資材置場として、利用するものです。

申請地は、善導寺保育園から北東へ約 690 メートル、大城小学校から南へ約 1.3 キロメートルのところ です。

農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがある農地でありますので、第 1 種農地に該当しますが、転用目的が農業用施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で南側の水路へ放流されます。汚水・生活雑排水は、発生いたしません。

被害防除につきましては、北・東側につきましては、コンクリートブロック 1 段積みの新設し、西・南側につきましては、既設擁壁とのコンクリートブロック積みを利用することで、土砂の流出を防ぐ計画です。

つぎに、審議番号 6 番です。地図 8 番でございます。

転用目的は、太陽光発電設備を設置するものです。

申請地は、善導寺保育園から北東へ約 830 メートル、大城小学校から南東へ約 1.6 キロメートルのところ です。

農地区分は、市街化区域からおおむね 500 メートル以内の農地であり、農地の広がりも 10 ヘクタール未満でございますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で北側の市道側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水は、発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲にフェンスを新設する計画でございます。

つぎに、審議番号 7 番です。地図は 9 番です。

転用目的は、宅地分譲(9 区画)を建築するものです。

申請地は、三井中央高等学校から南へ約 250 メートル、北野総合支所から東へ約 270 メートルのところ です。

農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第 3 種農地に該当します。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する道路側溝を経由して、西側の市道側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側の市道に埋設されています下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロック積みの新設することで、土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、6 件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題が無いものと判断しておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

担当委員 つづきまして、西部審査会より、審議番号 8 番について説明いたします。地図ナンバーは 10 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。本申請地は、今年 9 月総会において許可を受けておりましたが、面積が変更となったため、取り下げを行い、再申請を行うものです。

申請地は、明星中学校から西へ約 230 メートル、上津小学校から北へ約 860 メートルのところに位置しています。

農地区分については、本件は2筆の農地が申請地となっておりまして、北側の農地は上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500メートル以内に保育園と病院がある農地でありますので、第3種農地に該当します。南側の農地は、おおむね10ヘクタール未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により西側の道路側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設されている市下水道管に接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号9番について説明いたします。地図ナンバーは11番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものですが、申請地にすでに倉庫が建っておりますので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、大善寺幼稚園から西へ約100メートル、大善寺小学校から北東へ約800メートルのところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500メートル以内に幼稚園と病院がある農地でありますので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、新設する溜桝を経由して西側の水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号10番について説明いたします。地図ナンバーは12番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

申請地は、荒木中学校から南東へ約200メートル、高良台リハビリテーション病院から東へ約100メートルのところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500メートル以内に中学校と病院がある農地でありますので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、自然流下により北側の水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぎます。

つづきまして、審議番号11番について説明いたします。地図ナンバーは13番です。

転用目的は、農業用倉庫を建築するものです。

申請地は、江上小学校から北西に約800メートル、城島中学校から南へ約1.1キロメートルのところに位置します。

農地区分については、農用地ですが、転用目的が農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜め柵を経由して南側の水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、汲み取り式で処理されます。

被害防除につきましては、法面施工により土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 12 番について説明いたします。地図ナンバーは 14 番です。

転用目的は、露天資材置場の敷地として拡張するものです。

申請地は、三瀧高校から南東へ約 1.4 キロメートル、江上小学校から北東へ約 1.4 キロメートルのところに位置いたします。

農地区分については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜め柵を経由して北側の水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、法面施工により土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 13 番について説明いたします。地図ナンバーは 15 番です。

転用目的は、建売住宅(7 戸)を建築するものです。

申請地は、犬塚小学校から西へ約 1.2 キロメートル、三瀧小学校から南西へ約 1.8 キロメートルのところに位置します。

農地区分については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜め柵を経由して東側の水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、東側・西側の道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 14 番について説明いたします。地図ナンバーは 16 番です。

転用目的は、宅地分譲(2 区画)を行うものです。

申請地は、久留米市立西牟田小学校から南へ約 100 メートル、JR 西牟田駅から西へ 1.4 キロメートルのところに位置します。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地でありますので、第 3 種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、自然流下により西側の道路側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置し、西側の道路側溝へ放流されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっています。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、7件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題が無いものと判断しております、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 はい、報告が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。  
なお、採決にあたりましては、「第3号議案」「第4号議案」に分けて、採決をいたします。  
それでは、「第3号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。  
全員の挙手により「第3号議案」は可決されました。  
つづきまして、「第4号議案」のうち、審議番号1番以外について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。  
全員の挙手により「第4号議案」のうち審議番号1番以外は可決されました。  
なお、審議番号4番と13番は、許可相当として県農業会議へ意見聴取いたします。  
つづきまして、「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、  
審議番号1番および「第5号議案 非農地証明について」を議題といたします。  
事務局からの説明を求めます。

事務局 はい、6ページをお開きください。  
「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。  
東部地域 1番 1件です。  
1番 申請地 山本町豊田 田 2筆計 51㎡  
申請理由 申請地を取得し、農家住宅の敷地として拡張するものです。  
農地区分は、第1種・第3種農地が混在しておりますが、第1種農地につきましては、

特別の立地条件を必要とする事業として不許可の例外規定を適用しております。こちらは、「第5号議案」1番との関連案件となります。

つづきまして、10ページをお開きください。

「第5号議案 非農地証明について」、非農地証明願が提出されたので付議いたします。東部地域 1番 1件です。

1番 申請地 山本町豊田 田 147㎡、現況 宅地

証明理由 建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものです。

こちらは、「第4号議案」1番と関連案件となります。なお、2件の案件について、補足説明させていただきます。

転用申請の相談があった際、一部、非農地証明で対応できる箇所がありましたので、転用申請及び非農地証明願の2件の申請となっております。

転用申請については、転用申請の譲受人の\*\*\*\*\*と土地所有者の\*\*\*\*\*の連名にて申請されておりますが、非農地証明願については、土地所有者からの申請となりますので、\*\*\*\*\*にて、申請いただいております。非農地証明により地目変更し、所有権移転していただいた後は、転用申請の譲受人である\*\*\*\*\*が一体として利用される計画となります。

以上で、説明を終わります。

議 長 はい、事務局からの説明が終わりましたので、東部審査会から、審査結果報告を受けたいと思います。

担当委員 はい、それでは、審議番号1番のみにつきまして、説明させていただきます。

地図3番でございます。

転用目的は、農家住宅の敷地の拡張となっております。すでに施工済みになっておりましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、山本小学校から北西へ約1.6キロメートル、筑水高等学校から東へ約750メートルのところです。

農地区分は、本件は2筆の農地が申請地となっております。北側の農地は10ヘクタール以上の農地の広がりがある区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当しますが、転用目的が、特別の立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。南側の農地は、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域で500メートル以内に2つの病院があります農地ですので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきまして、西側の道路の側溝に自然流下となります。汚水・生活雑排水につきましては、西側市道に埋設されております下水道に接続されます。

被害防除につきましては、北側農地につきましては、既設のコンクリートブロック擁壁を利用し、土砂の流出を防ぐ計画です。南側農地につきましては、現況で隣接地とほぼ同じ高さとなっております。

以上、本案件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題が無いものと判断しておりますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 審査会からの報告が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。  
よろしいですか。

「無しの声」

他に質疑がないようでしたら、これにて質疑を終了したいと思います。

ただいまから採決をいたします。

なお、採決にあたりましては、「第4号議案」「第5号議案」に分けて、採決をいたします。

それでは、「第4号議案」、審議番号1番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。

全員の挙手により「第4号議案」、審議番号1番は可決されました。

つづきまして、「第5号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。

全員の挙手により「第5号議案」は可決されました。

つづきまして、「第6号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 はい、11ページをお願いいたします。

「第6号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申

請について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。

第1区 1番、2番の2件です。

1番 申請人 荒木町白口 \*\*\*\*、経営面積 19,594 m<sup>2</sup>、農用地利用集積計画に従い利用するものと認められます。

2番 申請人 三潞町高三潞 \*\*\*\*、経営面積 13,039.57 m<sup>2</sup>、農用地利用集積計画に従い利用するものと認められます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
それでは、「第6号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。  
全員の挙手により「第6号議案」は可決されました。

つづきまして、「第7号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、12ページをお願いいたします。  
「第7号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

第1区 1番 1件です。

1番 所在地 大善寺町黒田 田 4,993 m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しです。

第2区 2番 1件です。

2番 所在地 田主丸町牧 田 6筆計 2,490 m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れです。

第3区 3番から13ページ8番までの6件です。

3番 所在地 北野町大城 田畑 3筆計 3,926 m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れです。

13 ページをお願いいたします。

4番 所在地 北野町大城 畑 3筆計 4,045 m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しです。

5番 所在地 北野町高良 田 1筆及び北野町鳥巢 田 1筆の2筆計 4,831 m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しです。

6番 所在地 北野町高良 田 4筆計 1,351 m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れです。

7番 所在地 北野町十郎丸 田 3,124 m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しです。

8番 所在地 北野町十郎丸 田 2,345 m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しです。

14 ページをお願いいたします。

第4区 9番、10番の2件です。

9番 所在地 城島町浮島 田 3筆計 7,570 m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れです。

10番 所在地 城島町西青木 田 3,131 m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れです。

以上、1番から10番まで案件につきましては、農業経営基盤強化促進法 第18条 第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 はい、事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

「第7号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。

全員の挙手により「第7号議案」は可決されました。

よって、久留米市長あて通知いたします。

つづきまして、「第8号議案 久留米市地域農業振興計画の変更について」でございますが、つぎの「第9号議案 久留米市農業振興地域整備計画の変更について」と関連をした案件でございますので、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは15ページをお願いいたします。

「第 8 号議案 久留米市地域農業振興計画の変更について」、久留米市長より、久留米市地域農業振興計画の変更について、意見を求められたので付議いたします。

1.今回、変更される地域農業振興計画の内容について

①久留米市田主丸町地域農業振興計画となります。

申し訳ありませんが、一旦、16 ページをお願いいたします。

「第 9 号議案 久留米市農業振興地域整備計画の変更について」、久留米市長より、久留米市農業振興地域整備計画の変更について、意見を求められたので付議いたします。

今回申請される地域農業振興計画と地域整備計画の内容については、第 8・9 号議案別紙のとおりとなっております。

こちらは、別紙のほうをお願いいたします。

別紙のほうをご覧くださいまして、

「第 8 号議案 久留米市地域農業振興計画の変更について」、「第 9 号議案 久留米市農業振興地域整備計画の一部変更について」、つぎのページをお願いいたします。

農用地利用計画の変更申請一覧表をお願いいたします。

今回の変更において、除外に関する全体計画の変更が 5 件あり、そのうち、地域農業振興計画に関わるのが田主丸地域において 1 件ございます。併せて説明いたします。

整備計画 1 番 資材置場を設置するものです。

申請地 大善寺町宮本 田 2 筆計 1,044 m<sup>2</sup>を変更するものです。3 ページに地図を添付しております。

整備計画 2 番 住宅敷地を拡張するものです。

申請地 荒木町今 畑 212 m<sup>2</sup>、4 ページに地図を添付しております。

整備計画 3 番 振興計画 田 1 農家住宅を建設するものです。

申請地 田主丸町志塚島 田 541 m<sup>2</sup>、5 ページに地図を添付しております。

整備計画 4 番 住宅敷地を拡張するものです。

申請地 北野町金島 田 332 m<sup>2</sup>のうち 117 m<sup>2</sup>、6 ページに地図を添付しております。

整備計画 5 番 分家住宅を建築するものです。

申請地 北野町金島 田 332 m<sup>2</sup>のうち 215 m<sup>2</sup>、7 ページに地図を添付しております。

計 5 筆 2,129 m<sup>2</sup>となります。

つづきまして、その他の農地から農用地に編入する案件について、1 件あります。

編入 整備計画 6 番 編入の事由 補助事業受益地とするためです。

申請地 北野町上弓削 畑 556 m<sup>2</sup>、8 ページに地図を添付しております。

申し訳ありませんが、いま一度、議案 15 ページをお願いいたします。

先ほど、総体説明をさせていただきました変更計画に対する意見(案)でございます。

当該計画に定められている施設等に供される土地については、当該計画において、農業農村の振興を図る観点から、農業的土地利用と非農業的土地利用との計画的な利用調整が図られることに鑑み、農用地区域に含まないとすることが妥当であると考えられます。

16 ページをお願いいたします。

意見(案)、本計画の変更(案)については、農業委員会としては、周辺の農業生産に特段の支障はないと思われま。

以上、「第 8 号議案」、「第 9 号議案」の説明を終わります。

議 長 はい、事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員 1 点、お伺いいたします。  
表の右から 2 番目のところに、違反転用に対する始末書という欄がありますけれども、これは農振農用地区域ですから、農政部に対しての始末書が出ていると言っているんですかね。それと、2 点目、編入の補助事業受益地とは、補助事業はどのような事業でしょうか。

事 務 局 はい、まず 1 点目になりますけれども、違反転用に対する始末書は、農政部への除外申請に対する始末書となっております。  
つづきまして、補助事業受益地というものの編入になるんですけれども、これは産地パワーアップ事業というものになっております。以上になります。

委 員 はい、どうもありがとうございました。

議 長 他にございませんか。

「無しの声」

他にないようですので、これにて質疑を終了いたします。

ただいまから採決をいたします。なお、採決にあたりましては、「第 8 号議案」、「第 9 号議案」に分けて、採決をいたします。

「第 8 号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。

全員の挙手により「第 8 号議案」は可決されました。よって久留米市長あて通知いたします。

つづきまして、「第 9 号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。

全員の挙手により「第 9 号議案」は可決されました。よって久留米市長あて通知いたします。

つづきまして、報告事項に入ります。

報告第 1 号 農地法第 4 条 第 1 項 第 7 号の規定による届出の受理の専決について

報告第 2 号 農地法第 5 条 第 1 項 第 6 号の規定による届出の受理の専決について

報告第 3 号 農地法第 18 条 第 6 項の規定による通知について

報告第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取下書について

事務局の説明は省略をいたします。

それでは、ただいまから、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了して、よろしいでしょうか。

報告第 1 号から報告第 4 号までの報告事項を終わります。

つぎにお諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思っております。異議はありませんか。

「異議なしの声」

はい、異議なし、と認めます。よって、議決されました案件で条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました

ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。

久留米市農業委員会会議規則 第 10 条 第 2 項の規定により

7番 内田 洋一 委員

20番 深川 嘉穂 委員にお願いをいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。